

上田市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域経済を取り巻く環境が急激に悪化していることを考慮し、常勤の特別職の給料及び議会の議員の報酬について減額措置を行うため、上田市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例について所要の改正を行う。

2 改正の背景

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、国内外で感染が拡大し、上田保健福祉事務所管内においても、複数の感染者が発生している。
- ・ こうした中、政府は4月7日付で緊急事態宣言を発出し、4月16日には全国に拡大するとともに、イベントの中止や自粛・外出自粛等を要請。これらの影響により、消費者マインドの悪化と個人消費の落ち込みなど、実態経済への影響が深刻化している。
- ・ 地域経済においても、観光客の大幅な減少や休業依頼・営業時間の短縮等の要請により、宿泊業や飲食業は売上の急減に直面している。また、製造業についても、輸入部品の不安定な供給や従業員等の休業に伴う生産の遅れなどにより、今後経営への影響が懸念される。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、市内の中小・小規模事業者には事業存続にも関わる重大な事態を迎えている情勢に鑑み、常勤の特別職の給料及び議会の議員の報酬について自主的に減額措置を行うものである。

3 条例案の概要

- ・ 常勤の特別職の給料の減額措置
令和2年7月1日から令和2年12月31日までの間、市長の給料月額を100分の10、副市長と教育長の給料月額を100分の5減額
- ・ 議会の議員の報酬の減額措置
令和2年7月1日から令和2年12月31日までの間、議長の報酬月額の100分の3、副議長の報酬月額の100分の2、議員の報酬月額の100分の1に相当する額を減額

4 施行期日

令和2年7月1日から施行する。